

記憶のなかに生き続ける 明治学院大学法科大学院



法科大学院と人材の多様性

飯田 浩司

去る8月3日から8日までアメリカ法律家協会(American Bar Association: ABA)の年次総会(annual meeting)に参加した。同例会にはこれまでも概ね隔年で参加しているのだが、今回の年次総会は、これまでのどの年よりもダイバーシティの進展を実感するものだった。名誉あるABA Medalの受賞者は、アフリカンアメリカンで初のABA会長に就任したDennis W. Archer氏。アフリカンアメリカンの女性である現会長のPaulette Brown氏から賞を受けた。1942年にデトロイトで生まれたArcher氏は、まだ有色人種に対する偏見が残る中、ミシガン州最高裁判所の判事、デトロイト市長などの要職を歴任した。

続く基調講演者は、フィリピン系アメリカ人の女性でカリフォルニア州の最高裁判所長官であるTani Cantil-Sakauye氏。彼女は、ロースクールを卒業したものの、仕事が見つからず、当初はブラックジャケットのディーラーとしてキャリアをスタートさせた。

日本でも法曹や法務に携わる人の中には特異な経歴をもった方もおられようが、アメリカに比べるとSakauye氏のような例はまだまだ限られているのではないと思う。これには、アメリカの場合、学部レベルでは法学専攻がなく、大学院レベルになって初めて法学を専門に学ぶことになるため、必然的に法学以外に専門領域を持っているということが少なからず影響しているのではないだろうか。

アメリカのロースクールや法曹養成制度については、必ずしも良い点ばかりではないと思うが、少なくとも司法試験の勉強よりも日常的な授業の勉強に力点が置かれるように設計されている点は賞賛していいのではないかと考えている。学生は、判例の予習を前提に教員から問いかけられる質問

にその場で自分の頭を使って考えて発言することが求められる。映画「ペーパーチェイス」でキングスフィールド教授が言うように、ロースクールは学生に法律家として考えることを叩き込むところなのだ。1年次の基幹科目の成績で2年次のサマー・インターン先が決まり、そのサマー・インターン先が卒業時の就職先につながるものが少なくないことから、2年次や3年次では、司法試験には直接関係なくても自分が興味を感じる応用科目や実践科目を時間をかけて勉強することができる。そして、これはその後の法律家としての専門性や個性にも通じていく。一方、司法試験は、卒業後から2ヶ月程度行われる予備校のポイント講義を聴講し、しかるべき勉強をすれば、ほとんどの人が合格できる。試験という限定的なプロセス(ややもすれば没个性的なプロセス)で成否が決まるわけではなく、ロースクール在学中もその後もそれぞれの個性に応じた頑張りを見せることが重要となる。

アメリカから帰国した際、日本でもロースクールができると聞いて、上記のようなアメリカ型のロースクールの登場をイメージしていた私は大いなる期待で胸が高鳴ったものである。明治学院の法科大学院に着任した際も、実践的な知識やスキルを一人でも多くの学生に身に付けてもらおうと、例えばアメリカ法の授業においては、様々な英文の資料を準備した。しかし、日本型ロースクールの理想像が様々な思惑の中で歪んでくるにつけ、自分のやっていることが(少なくとも今の時点においては)学生にとって必ずしも必要のないことに労力を費やさせているだけなのではないかとも感じるようになってきた。日本の法曹養成は、多様なバックグラウンドを持った学生の入学や多様な法曹の養成という理想とは違う方向に進んでし

まったというのが正直な感想である。

かつて、サイモンとガーファンクルのガーファンクルが数学の修士号を持っているということやイギリスの伝説のコメディ番組「モンティ・パイソン」の出演者の多くが弁護士、公認会計士、医師などの資格を有しているということを聞いて、いたく感心したものである。もちろん、彼らのような存在は、本国のアメリカやイギリスでも珍しいかとは思いますが、これまで私が仕事で接する中で、海外では弁護士資格を有しながら会社の社長や重役などを務めている人が少なくなかった。資格を有しているということは、他の人にはできない仕事に従事することができることを意味しているのであるから、本来は、自己の可能性を拓げるものであろう。しかし、この資格の職務領域を過度に意識してしまった場合、自分を資格の職務領域の

殻に閉じ込めてしまうことにもなりかねず、資格を有していることが却って自己の可能性を狭めてしまうおそれもある。日本でも難関資格を有していながら、資格とは直接繋がらない仕事で成功する人の話題が取り上げられることも増えてきたが、資格を一つの武器にしつつ、さらに広い領域で成功を収める人は、欧米に比べるとまだまだ限られているのではないだろうか。

私は、明治学院大学の法科大学院の学生諸君には優秀で、かつ個性的な人が少なくないと思っている。周りに流される必要などない。修了生諸君が司法試験に合格するかどうかにかかわらず、自らの学歴や資格に活動を制約されることなく、それらを武器にすることによって、自分の力をさらに高め、様々な分野で実力を遺憾なく発揮してもらいたい。

規範は如何にして権利になる乎

戎 正晴

RECHTSは法（規範）＝権利と訳される⁽¹⁾。実体法である民法と手続法である民事訴訟法とが民事裁判という場で交渉することによって、名宛人のない法規範（民法555条）が名宛人のある「YはXに金1000万円を支払え」という権利になる。民事裁判というものの不思議さはここにある。どのような仕組みでもって抽象的な規範が具体的な個人の権利になるのか、学部では決して教わることのない、その理論と実践の基礎を伝授することが実務法曹教員（民事法）の一つの役割だろう。

法規範は法律効果と法律要件の組み合わせからなる命題として実体法たる民法に書かれている。民法を紛争解決のための手続法たる民事訴訟法に乗せて駆使することで民事紛争は解決される。原告が判決で求める法律効果（権利）を提示し（訴え提起）、原被告が法律要件事実を主張し（弁論）、証拠をもって立証する（証拠調べ）。互いに有利な法律効果をおつけ合うという攻撃防御を経て、最終的に権利の存否が判断される。①証拠を評価し、②証拠から要件事実を認定し、③法律要件が具備されているかを判定し、④発生する法律効果の組み合わせによって原告が訴訟物として提示した法律効果（権利）の存否を判断する。司法修習生は司法研修所での民事裁判科目の学習を通じて、裁判官が判断することで権利の主張にすぎないものが権利になることを実感する⁽²⁾。

法科大学院での教育は、かつての司法研修所の前期課程における教育内容をも含む。だから、本学の教員として働く機会を与えていただいたとき、学生にこの実感をどうにかして伝えたいと思い、民法と民事訴訟法と要件事実論を三位一体として民事裁判の秘密と仕組みを教える授業を構想し

た⁽³⁾。自分なりに実践もした（つもりである）。けれど、一つだけでも大変な蓄積と経験が必要とする科目である。今から思うとやはり無謀だったなと反省する点も多いが、未だ不完全燃焼の感もある。それが悔しい…

本学がその短い歴史を閉じ、もう授業の機会もないのはとても残念であるが、自分にとっては貴重な体験をさせていただいたと感謝している。学生諸君にも母校をなくしてしまって申し訳ないと思っている。授業を通じて「教えることは教わることである」と確信した。同僚（となること自体畏れ多いことですが）となった教員の先生方にもたくさんのことを教わりました。自分自身も法曹として成長できたと思います。そして、支えてくれた歴代助手と事務局の皆さん、本当にありがとうございました。

注

- (1) 加えて「裁判所」という意味もあるが、わが国では三者一体相即の関係が実感されておらず、法学教育の面でも問題があるとの指摘がある〔「法と権利と裁判所」（三ヶ月章：『一法学徒の歩み』118頁～）有斐閣〔2005〕〕。
- (2) 刑事裁判でも同様である。検察官の主張であり、嫌疑にすぎないものが裁判官が判断することによって具体的な質量を備えた国家刑罰権になる。
- (3) 学部の「裁判法」は、司法制度と司法現象を対象とする、マクロ経済学のようなものであるが、法科大学院には、市場システムを対象とするミクロ経済学のような、権利形成システム（裁判）を対象とする別の「裁判法」があっても良いように思う。

法科大学院で過ごした12年半

京藤 哲久

1 明治学院大学に勤務して33年余り、その三分の一強の12年半を明治学院大学の法科大学院で過ごすことになった。因らずもこれまでの人生の半分以上の月日を勤務した明治学院大学を去ることになった2016年9月には、最後の学生が皆修了して法科大学院の在生がいなくなった。この大学での私の果たすべき使命はほぼ達成することができた。引き時だろう。

この間、学生、修了生、同僚の先生方、先生方が教育に全力投球できるよう支えてくださった職員、アルバイトの方々と共有した楽しく充実した時間を思い起こすと、この幸せな、気持ち良く過ごすことができた時間がいよいよ終わるのだと、深い感慨にとられるし、寂しさもある。自分の人生のなかで、2年ほどの留学の時期を別とすれば、法科大学院の12年半ほど充実した日々はなかった。矛盾のある言い回しだが、私にとって中高年の青春時代だった。

皆さんとのやりとりを通じて、私は一介の研究者から法律家へ、そして教育者へと脱皮できたように思う。皆さんには感謝の思いで一杯である。

2 法科の学生の成長、修了してからもそれぞれの持ち場で苦勞し奮闘しながら成長する皆さんの姿を見ることができるとも大きな喜びである。近況を知らせてくる人は多く、その割合は学部の卒業生よりはるかに高い。大学で苦勞したけど学ぶものがあつたという実感がなければ、修了後に近況を知らせてくることはない世の中だから、今は苦境にある法科大学院制度だが、明治学院大学の法科大学院の教育は成功していたのではないだろうか。

3 法科大学院にかかわるといふ経験は、法学部の教員だった者にとっては大きな人生のターニング・ポイントであった。かかわることで、全国の法学部のかんりの教員が、若い頃に夢見ていた研究中心の教員生活の大幅な軌道修正を迫られた。私も巻き込まれることになったのだが、司法制度改革審議会の意見書の理念には心を動かされたから、今後は法科大学院に骨を埋めようという（悲壯な？）覚悟をした記憶が残っている。そして、美しい言葉で飾られた文書は、・・・と同じで、大人の社会では鵜呑みにしてはいけないということも、遅まきながら学んだ。

一介の教師を夢見て研究者を目指した私にとっては、法科大学院にかかわるといふのは大きな決断であった。人生は左右されたが、それにもかかわらず、高度な内容をできる限り維持しつつ、教育に全力投入するという、望んでもなかなか得られない得難い機会に恵まれた。大変だったが、得たものは本当に多かつた。教育能力も飛躍的に向上し、スキルアップした（と思っている）。屈折した言い回しでの励ましのスキルも、少し屈折した嫌味という副作用をときに伴いつつ、磨かれて深化したかもしれない。副作用はないほうがよいが、しかし、いつの間にか学問が尊重されない不幸な時代になっていて、学問がないのに学問を尊重しない人と話す際には、この副産物である副作用も生きるために必要な言語スキルになっている。現代は、学んでより聡明に、そして知恵を身につけないと、自分の良心を貫くのがとても難しい、不幸な時代ではないだろうか。昔はそうでもなかったと思うが、素朴な人が良心を大切にしていけることがない人生の選択をするのは難しくなっている。潮目はいつかは変わる、と信じて生き抜こう。

4 新しい事業は大きなかけで強い覚悟がなければ途中で挫折してうまく行かないことが多い。古巣には戻らないという覚悟で取り組み、開設された明治学院大学の法科大学院では、開設以来12年余り、ずっと研究科長で、新生の募集停止という決断をした時も研究科長だったから、明治学院大学法科大学院は、私の個性や好みが比較的強くにじみ出た法科大学院だっただろう。

人に喜んでもらえることで自分も幸せと感じる人は、周りの人を幸せにする。明治学院大学には、そんな暖かさがあり、私も共感するものがあつた。勝負の世界である司法試験には少し不向きで甘えているといわれるかもしれないが、それでも、明治学院大学がもつそうした気風が好きで、これは法曹の心と通じるものがあると考えて、法科大学院でも大切にしようと努力してきた。

精一杯努力して、自分のまわりの人を大切にしようと、学生をできる限り励まし、幸せな人生に向かって前向きに努力するよう応援してきた。どちらかと言うと、少し屈折した言い方での励ましのほうが多かったかもしれないが、そんな気持ちが伝わった学生が、後になって自分の進路を報告してきてくれるのは、なにより嬉しく、教師業を選んで良かったと思う瞬間である。

5 良いことは長くは続かないものだが、皆さんと共に過ごした楽しい日々は心に残る思い出として、今後もずっと大切にしていきたい。幸い、明治学院大学法科大学院の同窓会が出来そうなので、折々に皆さんと再会できるのを楽しみにしている。

桂坂校舎の思い出

古川原明子

初めて桂坂に行った時のことは鮮明には思い出せない。おそらく助手の面接だったのではないか、それにしても随分と締りのない服装で出掛けてしまったこと、会話の中でフットワークは軽いか否か、研究テーマに将来性がないのではないか、酒量は如何ほどかといったやり取りがあったことは覚えている。この最後の質問に対して、当時の私は「全く飲めません」と答えている。乳兎がいる身では能力や嗜好に関わらず、そう答えるほかなかった。数日して、刑事法担当助手として採用の連絡をいただいた。

2006年の春。過酷な通勤⁽¹⁾の末に辿りつく桂坂は、学生時代を長く過ごした多摩や自宅のある相模原とは異質の世界だった。通勤客で溢れかえる朝の品川駅を抜け、華やかな白金台では黒塗りのハイヤーや外国製のベビーカーをよく目にした。一年以上研究機関から離れることで生来低かった社会性と社交性を一層鈍化させていた私にとっては、相当に高い社会復帰のハードルだったに違いない。いきなり、入社式の日を間違えている。通勤時には、東禅寺横の洞坂（ほらざか）を降りるのが常であったが、路地裏の細くて急な坂道は迷路のようだった⁽²⁾。常勤の研究職に就くことを半ば諦めていた時期でもある。

一年目は、教室後ろの壁際に椅子を置いて京藤先生と渡辺先生の授業を聴講した。クラスは未修者向けだったから、大学院修了者がそこで学ぶというのは恥ずべきことだっただろう。授業中は助手として働くことはもちろん不可能であり、厚かましいのを超えて、ともすれば業務に背く行為だったかもしれない。しかし、不勉強を自覚していた折に、刑事法を学び直す最高の機会であった。ロースクール生からの質問や添削、勉強会の依頼

に答えねばならず、インプットと同時に緊張感のあるアウトプットの間があったことも恵まれていた。

桂坂校舎にはローライブラリーというネット上のシステムが導入されており、授業に関する連絡や教材の配布に使われていたが、これが豊富な判例や文献データベースからの検索を可能にしていた。「小説よりも奇なり」といった事件を探して読み漁ったり、ロースクール生からの質問に「時間がなくて後日」と逃れてこっそりと最高裁判例解説を印刷したり、気になる裁判例にすでに評釈が付いているのを見つけて一喜一憂したりもした。さらに、桂坂校舎には教員がいつも誰かしら集い、最新の判例について、あるいは係争中の事件についての会話が自然と生まれていた。そこは法律系雑誌の最新刊も備わった、まるで法律系教員専用のサロンで、贅沢な耳学問の機会となっていた。桂坂以降、このような場には巡り合えていない。

ところで、刑事法の先生方が秀でておられたのは研究と教育能力に限ったことではない。印刷や発送の手配を瞬時に済ませ、メールへの反応は迅速にして明快、書類や原稿はともすれば締切り数日前に提出されるとあっては、もはやこちらがたまらない。事務室では木下さんに公私共にお世話になった。相手によらない、丁寧で一貫した対応には感服させられた。また、私の他に数名の助手やアルバイトスタッフがおり、よく助けていただいた。業務は様々だったが、たとえば提出物の管理を懐かしく思い出す。課題ごとに設定された日時に合わせ、約40cmの金属製の立方体を廊下に並べる。箱にはレポートを投函するための横長のスリットがあり、蓋には錠が付いている。決められた時間に置いて、決められた時間に回収する。

1分の遅れも許されない。当時の学生数は約200名、活気溢れる校舎であったが、添削される先生方のご苦勞はいかばかりであったか。

京藤先生の教材は通常のファイルには納まらない大部で⁽³⁾、今に至るまで学ぶところが多い。人間に対する洞察に溢れた注釈は、先生の少し皮肉まじりの笑顔を思い浮かべながら読んでいる。このままでは引用できないからと、出版して下さるようたびたびお願いしているのだが、学問に誠実な先生は微笑むばかりだ。晴れて実務家となった後に、この教材から改めて学んだロースクール生も多いに違いないのだが。

勤めてからしばらくして、ロースクール内の研究会で自己紹介代わりに報告をすることになった。内部の研究会とはいえ、大層慌てた。学閥を意識したのではないが、いささかアウェイの場での報告と感じていたこともあり緊張して、前日は寝ていなかったように思う。しかし、これをきっかけに研究会に定期的に参加し、そこで報告を重ねる中で、論文を書くことを主体的で自発的な行為とを感じるようになった。

2008年春、助手の任期を終えた。実務家と研究者による研究会は月一回のペースで続いている。あれほど緊張した場であったはずが、今は他所では得難いリフレッシュの場となっているのは不思議なことだ。刺激的な議論の中にとると、思考が断片となって降ってくる。思い付きの粹を出ない

それをそのままに開陳することを許されるだけでなく、参加者によってそれが法的問題へと翻訳され、時に法の世界で新たな意味を付与されていく過程には、毎回新鮮な感動があり、飽きることがない。旅先での合宿もあった。判例を肴に延々と時間が過ぎる。最近では渡辺先生の街道巡りにご一緒させていただき、歩き、食べ、温泉に浸かるのが恒例行事となっている。どこにいても会話の大半は刑法ネタだから、たまたま隣に座った人には気の毒ではある。今となっては、ワイングラス片手に刑法談義に加わる私の姿を、面接にあたった京藤先生、渡辺先生は予知しておられたようにも思う。

注

- (1) 総務省統計局「社会生活基本調査から分かる47都道府県ランキング」によれば、通勤・通学時間の長さは神奈川県民が一位で平均1時間40分とのこと。当時の私の通勤時間はドア・ツー・ドアで2時間半だった。
<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/rank/rank3.htm>
- (2) 近くには高輪署と高輪グリーンマンションがある。最決昭和59・2・29刑集38巻3号479頁。
- (3) 2007年度版の「刑法1」は403頁、最新版の「刑法総論」は424頁に及ぶ。

法科大学院での5年間

齋藤 和夫

1 2012年4月、明治学院大学大学院法務職研究科教授（民事手続法講座）として、本学に赴任しました。「実務と理論の統合」を果たされ、我が国の倒産実務の第一人者である、宗田親彦教授の後任として、でした。また、民法学の鬼才、加賀山茂教授との出会いは、誠に貴重でした。

2 15号館のエントランスには、永い歴史と伝統を誇る記念すべき明学150年、創設者ヘボン先生の精神を現代に受け継ぐ、「ヘボンプロジェクト」を告げるアナウンスボードとヘボン先生の御写真が、ありました。

3 15号館には、「法科大学院教員の研究室、事務室、講義演習室」等のすべてが、集約されましたから、法科大学院の教育研究にとり、極めて利便性の高い環境が整えられていました。

4 法科大学院は、募集人員として、「3年制コース」（未修者）をメイン（8割強）として、「2年コース」はサブ（2割弱）としての位置付けでした。多様な背景と経験をもった「社会人」を含めて、その門戸を広く「非」法学部出身者にも開放する、という当初からの基本ポリシーを、あくまで貫徹してきました。

5 法科大学院は、最初の司法試験が実施された2006年度から本16年度まで、累計「三桁」に迫らんとする法曹（新司法試験・予備試験合格者数）を輩出し、創設者ヘボン先生の精神を受け継ぐ「明学出身法曹の育成」という時代的意義を果たしました。

6 ヘボン先生と法律学との関係として、大西晴

樹前学院長（元学長・経済学部教授）の御著作、『歴史再発見 ヘボンさんと日本の開化』86頁（NHK出版・2014年）では、我が国の明治期の日本民法典編纂過程において、ボアソナード民法草案を起草し、「日本近代法の父」と呼ばれる御雇外国人たる仏人ボアソナードが、その調査に基づき、ヘボン先生の「和英語林集成」を大変立派なものであると保証したので、政府の大口購入となり、当時の「開成学校」（東京大学の前身）に大部数を備えさせた、という趣旨の、大変興味深い指摘がなされています。同書は、最新の研究成果を踏まえての「ヘボン先生」研究の第1級の著作としても、明治期の法典編纂過程一般（キリスト教国である西欧法の継受）の社会的バックグラウンド（日本におけるキリスト教の影響）を認識する上でも、「MGロイヤー」にとってまさしく「必読」と思われます。

7 専門的職業人（法実務家）養成のための、少数人数実務教育の「実践経験知」（その技術と方法）を含めて、法科大学院の法曹養成教育の「精神」と「理念」は、明治学院の今後の「大学院教育」や「学部教育」に、今や極めて貴重な財産として、受け継がれています。

ちなみに、2015年4月スタートの、鶴殿博喜学長（当時）（経済学部教授）の御主導の下、法学部（渡邊充法学部長・当時）と経済学部（西尾敦経済学部長・当時）のコラボレーションの貴重な成果としての、我が国初の新型大学院である「法と経営学研究科」（加賀山茂委員長・法学部教授・前法学研究科委員長・前法科大学院教授）は、「法と経営学」を具備したアントレプレナー等の実践的経営マネジメント職業人等の養成をも目的とす

るものですから、その「誕生」は顕著な一例です。

8 法科大学院では、「民事手続法」関連で、重要な学科目（民事執行法・民事保全法、民事法総合演習、民事判例演習（民訴判決手続）（担保実体法）、民事法研究、民事訴訟法研究、等）を担当しました。メインは、「民事執行法・民事保全法」講義・演習でした。春学期の月曜日7限・8限、火曜日8限、という、計3コマの充実したカリキュラムが組まれていました。

9 法科大学院での担当学科目や聴講生科目の講義・演習には、その準備も含め、ポジティブ思考の下、ひたすら全力で打ち込みました。永い大学教員生活の中でも、質・量共に、最もエネルギーを傾注した5年間でした。

幸いなことに、前任校（慶大）在職中には、(旧)司法試験の「受験指導機関」（法学部附属「司法研究所」）(LSスタート後には、名称も含めて、モデルチェンジとなりました)には、法学部教員採用時から定年時までの40年間で、累計24年間（法学部教員スタッフ中の最長期間でした）の永きにわたり、その運営・指導に携わり、顕著な実績を出してまいりましたから、指導協力にあたったOB法曹会との緊密連携を含めて、司試受験状況を取り巻く様々なノウハウについては、自ずと熟知した状態にありました。

10 法科大学院の募集停止の際の、鶴殿博喜学長

（当時）の「公式表明」にありますように、大学全体の全面的バックアップの下に、募集停止後も、在学生や修了生を対象として、従来と同様に、法曹養成教育にあたることができました。募集停止以降の5年間、コンスタントに法曹者数を輩出し続けることができましたのも、そのお蔭でもあります。鶴殿先生の「学長表明」は、大学当局の「見識」と「良心」を真摯に象徴するものとして、以後、募集停止校の「表明モデル」の範となり、一つの流れを形成する重要な契機となりました。

明治学院大学のさらなる発展と躍進を御主導なされました鶴殿先生は、キリスト教を通しての、筆者の前任校の元同僚（岩下真好慶大名誉教授・ドイツ語学・ドイツ研究。同郷の高校の同窓生であり、故安井光雄神父様（上智大学名誉教授・民法）を通しての旧くからの友人です）の、慶大学院独文科研究科時代からの「親しい御友人」でもあられ、恒例の「学長クリスマス礼拝」（大チャペル）の御祈禱からも明らかなように、その「真摯なお人柄」や「高潔な人間性」に深く感銘申し上げておりますと共に、加えて、キリスト教が結ぶ、その御縁にも、常に感謝申し上げます。

11 15号館のすべての教学体制をバックアップし、献身的に御支え下さったのは、茂木由美子法科大学院事務室長（10号館）、そして木下由理主任教学補佐（15号館）を中心とする有能な事務室スタッフの皆様方でした。様々な的確なアドバイスと共に、周到にサポートしました。

学部講義と法科の講義

鈴木 庸夫

1 このところ学部の授業に参っている。教歴35年にして始めて、なんだか挫折感を味わっているのだ。講義内容を詳しくペーパーに起し、ていねいに解説しているのだが、どうも反応がいまいち、いまさんくらいで心理的距離も一向に縮まらない。

先日も、マイナンバー制度に関連して源泉徴収制度について話をしたところ、怪訝そうな学生の顔も多かった。「源泉徴収制度ってわかる?」と聞いたら、「???」、「天引きだよ!」「????」というありさまだ。

この学生たちは決して寝てるわけではない。ちゃんと私の顔を見て、きちんと講義を聴いている学生たちなのである。もちろん、この質問の間に学生たちの机の上下で、スマホが大稼働していたことはいうまでもない。

渋谷区の「同性愛者支援条例」も取り上げてみた。LGBTを調べ、ジェンダー論まで読んで講義に臨んだ。しかし、LGBTについて知らなかったのは私だけだった。そんなことはなかるうよ、と踏んで、30分かけて解説したのに、皆ほとんどわかっていた。こんなときは、ほとんど自分の賞味期限を思い知らされる。

直近で取り上げたのが、地方公共団体の出訴資格。ちょうど函館市が青森県側の「大間原発」着工阻止のため訴訟を提起していたので、良い材料があった、タイミングが良かった、と講義をはじめたら、「原発訴訟って何ですか?」ときた。「いや原発の建設を止めるため訴訟を起こしているんだよ!」「原発って訴訟で止められるんですか?」「うーん、少し時間をかけて説明するよ。」講義の前提がガラガラと崩れ、ま、原理的な疑問なので、良い質問だと答えつつ、私はひるんでいた。この論点のために2回授業を費やした。

2 こうして、今年は、法科大学院と学部の授業がまるで異なることを身をもって知ることになった。昨年も学部の授業を持っていたが、これほどの違いを感じることはなかった。原因は受講生の数と質である。質というのはモチベーションのことだ。授業における「通奏低音」ともいえる。モチベーションを共有し、無音の音を出し合って講義は成り立つ。

法科大学院生の場合も、それぞれ個性があるが、「司法試験通過」というかなり太い音があるので、揺らぎは少ない。対して、学部生の場合は、「通奏低音」がほとんど聞こえない。数が多いと音はほとんどサイレントになる。「公務員試験」や「資格試験」などの声もないわけではないが、はっきりしない。そんなことが頭をかすめたころ、やっと時間が終わる。

問題は、「通奏低音」の主音をだれが鳴らすかである。法科大学院では、間違いなく、受講生である。教員は、それに応えるべく、主旋律や演奏するときの楽器の使い方やメンテナンスの仕方までを徹底的に教育する。

もちろん、法科大学院の授業すべてがうまくいっているわけではない。通奏低音というのは、両方で発して始めて現れ、とぎれとぎれながらも、何とか調和ができてくるものである。

ところが、大物もいて、俺の音楽を聴けとばかりに、自己主張してくるものもある。いまひとつ、「砂漠型」受講生というのもある。講義の中では、かなり理解を示すが、次の週にはまったく忘却の彼方というタイプだ。メモリーが不足していても、人間は何とかわずかな記憶を頼りに、復活を図るはずであるが、期待どおりに行かない。

このような例外現象もあるが、法科の院生たち

は折り目正しく、優しさに溢れていた。リラックスできる少人数の理想的教育環境だった（教室に誰もいないという不安がなかったわけではないが）。行政法もなかなか味があるという感慨を持つことができるようになったが、これも法科のお蔭だ。

3 前任校での私の講義は「勝負講義」だった。あらかじめ課された宿題や論点について受講生を当てて攻める。当然、付随的な問題についても追及するので、学生のほうは戦々恐々としていた。女子学生に限ったわけでなかったが、手を緩めず追い込むと、目に涙という事態も再三あった。いつの間にか、鬼のような教師になっていた。先日、卒業生に会ったら、鈴木先生はおっかないという印象しかないといわれて衝撃を受けた。

本学に異動してから、この点は大いに反省した。オラオラ系の授業は、独りよがりの最たるもので、学生の不勉強をなじっていたにすぎないとも思えてきた。

なのに、こういうやり方を法科大学院の認証システムなんか支えていたという言い訳がましい理由も頭の隅っこにはある。結局、私は「勝負講

義」のようなものも嫌いではない。だから、あの頃がなんか懐かしく、あるべき姿のような郷愁さえある。

その一方で、易しくかみ砕いて、納得を得つつ講義することも素晴らしい教育方法だった。これは間違いない。今は、二つの法科大学院で両方を実行できたという満足感がある。他人から見れば、ジキルとハイドみたいだけど、私自身がそうなのだから仕方がない。安っぽいけど、法学教育には、微妙な居直りと、かすかな優越感是不可欠だと思う。

新領域にいる学部生の教育は、ほとんどエイリアンの世界で相撲を取っているようなものだ。そう感じて半年がたつ。今の学部生のような「ゆるノリ」にはとうてい乗れそうにはない。どうするか。いまは、スマホを使える授業を一生懸命考案中だ。

明学の法科大学院の閉校は、転換期にあるわが国の法学教育への強い反省を迫るものだと思う。その矛盾は今の私の講義に典型的に現れている。方向性を失った法科大学院政策のような過ちが、今度は学部教育まで枉げてしまわないか、心配はつきないが、道のりは平坦ではあるまい。

法科大学院開設のころの想い

滝川 宜信

開設から13年近く経ち、法科大学院開設当時、私がどのような想いをもっていたか、雑誌に掲載した内容からその一端を偲んでみたい。

まず、2004年法律時報増刊「法科大学院入試問題ガイドブック2005」（2004年7月発行）に「法科大学院教授に聞く」というテーマで掲載されたものである。インタビューを受けたのは、確か、5月の連休が終わった頃であったが、その時点での思いを、次のように、インタビューで語らせていただいた。

「あらゆることがらについて「法」に照らし、事前に、正当か否かを問題としなくてはなりません。公正であること、正当であることが、厳しく責任が追及されることが時代なんです。それを忘れた企業は生き残ることができません。企業も、個人も、常に法的リスクにさらされて活動をしているといいかえてもいいでしょう。そのために欠かせないのが、「紛争の予防」そして「法的なリスクの問題」なんです。法的リスクに心を配り、問題を事前に察知して予防することができる有能な企業内弁護士を育てていきたいと思っています。」

そのころは、企業内弁護士の増加が、新司法試験合格者3000人時代に対応できる一つの方法だと考えていた。それは、企業内弁護士が、法律事務所の弁護士とのすみ分けにより、訴訟等を中心とする臨床弁護士ではなく、トラブルを未然に防止する予防的機能や事業活動のために持っている法的知識を駆使できる戦略的機能をもった弁護士を育成することが必要であると思っていたことであり、それが開設当時のこの記述に現われている。

そのほか、担当科目の商法等に学習についてのインタビューで、学生側の主体的な予習と復習、双方型の授業のサイクルを積み重ねていくことが、正確な知識、問題発見能力、分析能力、解決能力

をトータルに高めていくと述べているが、詳細は、紙幅の関係から割愛させていただく。

次は、「ロースクール研究第1号」（2006年3月発行）に掲載されたコラム「ロースクール雑記帳」に「一年間の自主的勉強会を通じて」というテーマで著した内容の一部である。

「法科大学院の最初の1年が終わった1年ほど前、ある種のむなしさを覚えていた。大学院とはいえ、師弟間の関係はかなり希薄であり、何人かの学生を担任としてもってはいるが、分担に大きな根拠はなく、ゼミや論文指導などを通じた関係も、それらが単位としてない以上ないものねだりなのだろうか。

そんな折、社会人出身の1年生Tさんより、商法を勉強したい仲間を数人集めるのでゼミ形式で指導をして貰えないかという依頼を受けた。」「勉強会もさることながら、いつも飲み会をセットしたことで、彼らが自分自身をどのようにみているのか、2年生全体の状況、法科大学院側の施策などに対してどのように考えているのか本音で話を聞くことができた。」そして最後に「交流を通じ、意欲も高く熱心な彼らが、必ず法曹で活躍できるという確信を得たことも大きな成果であった。2007年には、彼らがよい知らせをもってきてくれることを願ってやまない。」と綴っている。

当時、院生であるのに、一般の院生のような指導教官との濃密な関係もなく、大学のゼミほどの教官と学生との関係もなく、授業以外の人間的な交流関係の構築は、これからも法科大学院で教えていくために私自身が欲していたものであった。

たまたま、Tさんの大学院時代の担当教官が友人であり、入学当初からTさんとは親しく、私の希望を知っていたことから、自主ゼミを結成することになった。そして、2004年入学者の2年次の

1年間、5名での最初の商法自主ゼミが、自宅で開始された。ゼミを通じての勉強会や交流や遊びは、私にとって法科大学院時代の大きな宝であり、法科大学院がなくなっても、私の脳裏から消え去ることのない思い出である。その端緒が2005年であり、Tさんがいなかったならば、私の法科大学院時代は空虚なものになっていただろう。

その後、2008年の第4期からは定員を4名、1年次秋学期から2年次終了時までの1年半とし、第5期の途中からは東北大地震後の地震の危険性から、高輪校舎で行うことなどに変更をしながら、

7年間、第5期の2010年入学者の2年次終了時(2012年3月)まで継続し、入学者の減少によって終了した。ゼミ生は、合計23名であった。

夏か春には、ラフォーレ修善寺での合宿を行い、第一日目の午後と第二日目の午前に、短答問題やゼミ生による課題論文の発表と指導を行い、その後は観光に出かけるのが常であった。

なお、申し添えると、現在、第5期の4名が平成29年司法試験の受験準備中であり、第4期までの6名が司法試験に合格し、その他の者も社会で活躍している。

明治学院大学法科大学院に思いを寄せて

波多江久美子

初めて明治学院大学法科大学院の教壇に立たせていただいたのは、2004年4月14日。『法律文書作成I』という科目を担当することになり、10号館1階の白くて新しい教室に向かった。当時の授業ファイルを開いてみると、未修コース1年生の学生さんのためにどのような題材を使うのが適切かと試行錯誤している様子が伺える。最初の起案の題材が、通謀虚偽表示だったのはよいとして、次の題材が所得税法違反事件だったのには我ながらびっくりだ。ちょうどその頃類似の事件を扱っていたことから、事件処理をめぐって自分が感じていた面白さを具体的に伝えることができると考えたのだと思う。この科目を担当したのは3年間だったが、どのクラスもとてもいい雰囲気です、私は楽しく授業をさせていただいた。10名前後の学生さんたちの生き生きとした表情、授業中のちょっとしたやりとりの光景は、今も記憶に残っている。

2007年度からは『民事訴訟法』、『民事訴訟実務の基礎I』、『民事法総合演習1・2』、それに『法曹倫理』を担当させていただくことになった。担当するクラスが増え、これまでよりずっと多くの学生さんとその答案に接することができるようになった。答案を読み始めるときはいつもちょっとどきどきした。どんな風を書いてくれてあるかなと思うと楽しみだった。きらりとセンスの光る答案、正確できちんとした答案、ストレートで迫力ある答案。何度も同じ学生さんの答案を読むようになると、字を見るだけで、「ああ、〇〇さんだな」とわかるようになった。小柄で華奢でも字は大きく力強かったり、意外と丸文字だったり、いいことが書いてあるのに、しばらく見つめないと読めない字だったり…。記載内容を読んでショックを受けたときは、「ガ～ン！」などと書かせていただいた。口頭でコメントを補足しようと思った答

案には、お団子などの附箋を付け、お団子が答案についていた人には居残りをしてもらおうなどということもあった。お団子がついているというのは決していいこととは限らないのだが、お団子を付けてほしかったなどと言ってもらえたときは妙に嬉しかった。答案の添削には、お腹を抱えて笑わせていただいたこともある。民事法総合演習2の定期試験のときだったと思う。判決効の主観的範囲の問題で、「・・・の判決の効力は『何人』及ぶか」という問題で、「5人。」という答えが書いてあったときには一瞬思考が止まり、それから可笑しくて可笑しくて大笑いをしてしまった。

明治学院大学法科大学院の学生さんたちはとても気持ちが良く優しい方ばかりで、授業の外でのお付き合いも楽しかった。ランチや懇親会、個別のゼミ、朝練など、いろいろな時間があった。研究室に訪ねてきてくれた学生さんとの会話、リソース横での立ち話、高輪校舎周辺の道路での挨拶、桂坂校舎ラウンジや自習室で机に向かっていた学生さんの後ろ姿など、思い出すと心が暖まる大切な宝物がたくさんある。

明治学院大学法科大学院で教えるという経験に恵まれたことで、私は大変成長させていただいたと思う。教えるということは、とても勉強になることだ。自分がまずよくよく理解しなければ、十分に皆に伝えることができない。伝えるについても、わかりやすく伝えるには一工夫必要だ。そして、伝える内容に自分自身が面白さと情熱を感じなければ、その話はずまらなくなってしまう。今日までの約13年という月日のうち、初めはそのようなことを意識する余裕もなく、ひたすら無我夢中で授業に向かっていった。次には自分の至らなさに気づいて、がっかりしたり落ち込んだりしながらも、気を取り直して自分なりに努力する日々

が続いた。今現在の自分もまだまだその延長線上だ。

このような至らないところだらけの自分でも何とか授業を続けることができたのは、京藤先生をはじめとする他の先生方、そして事務の方々のおかげである。明治学院大学法科大学院で教鞭をとられていた先生方は皆素晴らしかった。授業の聴講や科目内の打ち合わせのとき、会議でのご発言を伺ったときなど、自分が教員の一人として一緒にさせていただいているのが場違いに感じられることもあった。会議はとても感じが良く、その運営は合理的で、いろいろな考え方を尊重する自由なものだった。このような雰囲気だったからこそ、私のように未熟な者でも自分なりに意欲的に授業

に取り組めたのだと思う。先生方にはいろいろなことを教えていただき、またいろいろな場面で助けていただいた。裏方で支えてくださった事務の方々にも、私は本当にお世話になった。何度、レジュメの授業当日直前ぎりぎりの印刷をお願いしたことか。その度いつも快くスピーディーに応じていただいて、本当に有難かった。

明治学院大学法科大学院が閉校となる日まであと約2か月。明治学院大学法科大学院の教員として過ごした日々の幸せに今改めて感じ入るとともに、明治学院大学法科大学院を通じて出会うことができたすべての方々に心より感謝したい。そして、それらの方々とまたお会いして他愛ないおしゃべりができるのを、とても楽しみにしている。

法科大学院での日々を振り返って

04JDP347 松島 功治

私が、明治学院大学法科大学院に入学したのは、今から12年も前のことになります。学部を卒業して以来、久方ぶりに訪れた明治学院大学の校舎は、わずか数年の間に大きく様変わりしていたことを覚えています。

普段は、思い返すことはあまりないですが、本稿執筆のために記憶を辿ると、法科大学院で過ごした3年間の出来事は、思っていた以上に鮮明に思い出すことができ、特別な3年間であったことを改めて感じます。

この3年間は、人生の中で最も勤勉に過ごした3年間だったと思います（この3年間以外が不真面目だっただけかもしれません）。入学当初は、授業や課題についていくのがやっとで、意味も分からず、夢中で日々を過ごしていましたが、そんな中でも、積極的に勉学に勤しむことができたのは、やはり、諸先生方の教鞭があったからこそだと思えます。

明治学院大学法科大学院に入学したことで、私の人生は大きく変わりました。お陰様で、司法試験に合格することができ、現在、弁護士として様々な経験を重ねています。

また、司法試験合格後、ご縁をいただき、半年程度、法科大学院の助手として先生方や学生さんのサポートに携わるという貴重な経験をさせてい

ただきました。それまでは、自身も学生として講義を受けるだけの立場でしたが、助手として、先生方の講義のお手伝いをする中で、先生方が一つの講義の為にどれほどの労力をかけてくださっているのかを目の当たりにしました。また、学生の方の勉強について助言をしたり、悩みに耳を傾けたりする機会もありましたが、それらは結構エネルギーのいることで、先生方はこうやって、自分も含め学生一人ひとりにエネルギーを注いで向き合ってくださっていたのだと気付かされました。助手としての経験の中で、改めて、先生方に尊敬と感謝の念を抱き、そういった先生方の揃われた法科大学院で学べたことをとても幸運に思いました。明治学院大学法科大学院に入学しなかったとしたら、今、どこで何をしているか、想像も付きません。

私の入学が12年前ということは、法科大学院の創設から12年の月日が流れたことになります。明治学院大学法科大学院は、この12年の間に、とても多くの人の人生に携わってきたのだと思えます。

修了後の道は人それぞれでしょうが、誰一人として、明治学院大学法科大学院で過ごした日々を忘れることはないでしょう。私もその一人であり、この鮮明な記憶は、おそらくいつまでも色褪せることはないだろうと、今、改めて思います。

明治学院大学法科大学院で過ごした日々

04JDP354 望月 英樹

私は、2004年4月から2014年12月まで明治学院大学法科大学院で過ごさせていただきました。入学当初は、こんなにも長期間を過ごすことになるとは思っていませんでしたが、学生として、修了生として、高輪事務室の事務員として、気付けば10年弱もの期間を過ごしていました。

私が明治学院大学法科大学院に入学したのは法科大学院制度が始まった年ですが、当時を振り返ってみると、どこか牧歌的なところがあり、授業の度に白金校舎と桂坂校舎を一日に何往復もしたこと、お昼に食べただんばらの唐揚げ、夏休みの山中湖合宿などあまり勉強とは関係のないことが思い出されます。勉強の方はというと、これは多くの方が同じだとは思いますが、大量の課題や予習・復習に追われながら半ば強制的に桂坂校舎の閉館時間まで過ごしていました。また、直近の合格者に質問等ができるTA制度というものはまだなく、試行錯誤をしながら同級生で自主ゼミが多く行われていました。卒業後には、修了生を対象に教員の方にボランティアで協力していただきながら自主ゼミが行われ、当時は受験回数が3回までであったため、3回目の受験を控える崖っ淵のメンバーからなる「ぼによゼミ」といったものまでありました。

その後は、高輪事務室で事務室補佐として総合演習などの授業運営のお手伝いをしていました。どちらかというと、こちらの立場で修了生と接する機会が多かったと思います。事務室補佐という立場で教職員の方たちと接してみると、学生の皆さんが思っている以上に学生のことを把握し、それぞれに合った指導を考えていることが感じられました。特に2012年5月28日に公表された新入生の募集停止後は、教員の方々の受験生を全員合格させるという意気込みは強いもので、聴講生制度の充実を図り、また数名の教員は桂坂校舎へ研究室を移動させて学生の質問を気軽に受け付けることのできる環境を整えていきました。募集停止を受

けて、修了生の有志による「在学生・修了生」の集いが2012年10月6日に行われました。また、自習室が置かれ、在学生・修了生の生活の拠点ともなっていた桂坂校舎の閉鎖に伴う「桂坂校舎とのお別れ会」が2014年8月2日に行われました。これらのイベントは、在学生はもとより多くの修了生が参加しましたが、卒業をした後も母校としての明治学院大学法科大学院を大切にしている修了生の思いを表す印象深いものでした。

私はというと2014年度の司法書士試験に合格したのを機に高輪事務室を退職し、現在は横浜の元町にある司法書士事務所で働いております。元町という場所は、明治学院大学の創設者であるヘボン博士の居住地であった山手ヘボン邸跡や横浜居留地39番にあったヘボン塾跡といった明治学院とも縁のある場所が近くに多くあります。明治学院大学法科大学院では学生として学んだ法律以外にも、高輪事務室で教職員の方々と接する中で多くのことを学ばせていただき、進むべき道を見失っていた私をいつも暖かく見守っていただいていたことに深く感謝しております。

さて、最後になりますが、ご承知の通り明治学院大学法科大学院は2017年3月をもって閉校となります。開校から閉校までの13年間という期間は150年余りの明治学院大学の歴史において短いものかもしれませんが、専任教員、事務職員を中心に、およそ400名の修了生を輩出してきました。修了後に法曹に進まれた方、自治体や一般企業へ就職された方、司法試験を受験される方など進路は様々ですが、多くの方が卒業後も明治学院法科大学院の方と繋がっていると伺っております。我々の母校がなくなってしまうことは寂しい限りですが、閉校後も明治学院大学法科大学院に携わることでできた連繫を保ってゆけるよう、同窓会の結成を予定しております。すでにご案内がされているとは存じますが、皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私の中の明学ロー

04JDP356 柳澤 耕

「あ～これ明学ローで習ったな～」

仕事中、何度心の中でこの一言をつぶやいたことか…。

私は現在家庭裁判所の裁判所書記官として働いています。明治学院大学法科大学院いわゆる明学ローで学んだ3年間は、これまでの、そしてこれからの私の書記官人生の土台となっている大変重要な期間でした。私の中の明学ローとは、私の「今」「未来」を「過去」からサポートしてくれる「図書館」です。

そんな明学ローを私が選んだのは、そもそも幼少期に白金校舎のすぐそばに住んでいたため、大学と言えば明学であったこと、実際に明学の法学部に入学し、しかも河村先生のゼミに所属していたことなど、明学とのつながりがあったためです。

なお、幸運もありました。なんと論文試験に出たテーマが、ちょうどその日その場で読んでいた新聞の社説と同じだったのです。「これはもう明学ロー合格だな。」とほくそ笑んだのを覚えています。そう言えば、グループ面接の試験官が福田先生で、とんでもない勢いで質問をするものから非常に面喰らいましたが、逆にここは落ち着こうと、言葉少なめに猫をかぶりしました。

その甲斐あって無事に入学となったのですが、冒頭につぶやき通り、とにかく明学ローの講義で学んだ知識が今の私をサポートしてくれています。

これまで私は書記官として刑事事件と家事事件を担当してきたのですが、特に助かったのは、刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法及び破産法の

知識です。訴因、科刑上一罪、要件事実、担保権といった様々な知識のおかげで、判決書や起訴状、弁護士からの報告書などの点検が正確にできています。

戎先生お薦めの民事訴訟法講義案や咲子先生薦めの刑事実務証拠法は、いまだに現役選手です。京藤先生が夏に特別授業を行った罪数論は、論文試験では最後に軽く触れるだけですが、実務では本当に重要で、頑張っただけ出席した甲斐がありました。

さらに、書記官任官試験では憲法が必修科目となっているため、東澤先生、中川先生の講義が役に立ちました。また、民事事件や労働事件を担当するようになれば、行政法や労働法といった特殊な法律知識も要求される場合もありますので、その時には再び明学ローに感謝することになると思います。

もっとも、一番役に立っているのは、知識よりリーガル・マインドでしょうか。法的三段論法、事実と法に基づく思考、当事者や来庁者の人権を大切にする価値観。これらは、おそらく他のロースクールや試験予備校などでは得られなかったと思っています。

そろそろ字数超過で原稿カットになりそうですので、最後に一言。北海道札幌で開業したスガマサ先生、また遊びに行くので今度も海の幸をおごって！

こんな同期とのつながりも「図書館」に並んでいます。明学ロー、すてきですね。

学び合いの「母港」

05JDP325 吉川 由里

私は、2005年に未修者コース2期生として、明学ローに入学しました。大学も一応法学部に所属していたものの、卒業間際に弁護士になりたいと考えるようになったため、学部時代は、単位を取るためだけの勉強しかしていませんでした。

それに比べて明学ローでの3年間は、とにかく学んで学んで学んだ（「学び尽くした」とまでは、口が裂けても言えませんが。）3年間でした。私たち2期末修生は、法科大学院黎明期だったこともあり、年齢もバックグラウンドも様々でした。それでも、「法律実務家になる」という共通の目標を持つ仲間と、朝から晩まで教室や自習室でいっしょに過ごし、議論した経験は、今思えば、自分の人生が広がりはじめたスタートだったと思います。

私たちが目標をかなえられるようにご指導くださった先生方との出会いも、私の人生を変えてくれました。授業で発言を求められて、あいまいな答えをして詰められる。机上の話だけでなく、現実の事件の話を書く。自分が書いた文章を読んでもらいコメントをいただく。先生方の授業は非常に刺激的でしたし、私たちの質問にもとことん付き合っただき、感謝しています。

自分が弁護士になってから、TAとして後輩たちのゼミのお手伝いをさせてもらったことも、よい勉強になりました。「実務家になりたい」という熱い思いを持った後輩たちから質問されることは、授業で先生から問われるのとはまた違った刺激で、自分の知識を深めたり、思考を整理する貴重なきっかけになりました。何よりも、その後輩

たちが司法試験に合格して、希望にあふれた笑顔を見せてくれたことは、うれしい思い出です。

在学中の3年間、そして修了生となってからも、「教えてもらう」というのではなく、「学ぶ」ことができたのが明学ローだと思っています。先輩、同級生、後輩と「学び合う」ことができたのは、明学ローならではののではないかと思います。

私は現在、弁護士になって7年目です。私は、弁護士の仕事とは、人権を守ることだと考えています。それは、明学ローで出会った人や出来事が、そのように考えるようになった元になっていると思います。そして、悩んだときはいまだに、「基本に立ち返れ」という明学ローで学んだことを思い出しています。

司法試験の合格者数が減らされ、法科大学院が次々と募集停止を発表する中で、法科大学院制度は失敗だったとの声も少なくありませんが、私はそうは思いません。先生方や仲間たちと出会えたこと、学び合えたことは、私の人生にとってかけがえのない財産です。そしてそれを世の中に還元していきたいと思っています。

明治学院法科大学院の募集停止が決まったときに、渡辺咲子先生がおっしゃっていた「母港」という言葉は、とても素敵だと思います。「母校」としては無くなってしまふけれども、私たちにとって港のような存在を作ってほしいという趣旨で「母港」という言葉を使っておられた記憶です。たくさんのお会いに感謝するとともに、私も、微力ながらその一助となれば幸いです。

灯火を継ぐ者

09JDP359 増岡 光太

私は16年の社会人経験を経て本学に入学し、4回目ようやく司法試験に合格した。そして、私が修習を終えて法曹として活動を始めるであろう頃に、入れ替わりのように明治学院大学法科大学院が完全になくなくなると、何やら因縁めいたものも多少は感じたりする。

既に法科大学院制度は失敗だったとの烙印を押され、明治学院大学法科大学院も他の多くのロースクールとともに短い歴史を閉じようとしている。法科大学院の理念とは裏腹に、純粹未修者や社会人経験者の司法試験合格率は惨憺たるものである。その結果、法科大学院入学者は減る一方であり、法学部在学中から予備試験を経て司法試験に受かるコースが法曹への王道になりつつある。そもそも、司法試験受験者数自体も減少傾向にあり、それに伴って合格者数も減少している。そうなれば、ますます法曹志望者も減るだろう。まさしく、負のスパイラルである。

確かに、本学のような弱小ロースクールに入学することは、法曹になろうとする者にとって合理的な選択とはいえないだろう。しかし、法曹になるために、このような狭く険しい道を通るしかない者がいることもまた事実である。実際、明治学院大学法科大学院がなければ、私は法曹への道を見いだすことができず、いずれ法曹になる志を断念していただろう。そのような意味において、私にとって、本校はかけがえのない母校であり、本校の先生方はかけがえのない恩師である。そして、将来、私と似たような境遇から法曹を目指そうとする者が、私の選べた道を選べないことを残念に

思う。そのような境遇の者が法曹を目指そうとさえしなくなったというのであれば、尚更残念であるのみならず、法曹界にとっても大きなマイナスであろう。

司法修習生となった今、振り返ってみれば、本学で学んだことが将来の法曹としての活動の根を支える貴重なものであったことがわかる。たとえば、授業中の先生の何気ない一言が、問題解決のカギとなったことも多い。また、在学中に疑問に思っていたことが実務修習中に解消するという経験も何度かあり、そのたびに本学で学んだことが自らの血肉となることを実感している。そして、そのことは私が実務についてからもたびたび実感するであろう。なぜなら、法曹は一生勉強であり、真の法曹となるためには法科大学院時代にしっかりした土台を築くことが不可欠だからである。司法試験受験時には受験テクニックを学び、合格後は実務テクニックを身につけるといやり方の方が効率的かもしれないし、それは必ずしも間違いではない。しかし、本学には、それだけでは得られないものが確かにあった。

明治学院大学法科大学院は消え、いずれその名を覚えている者もいなくなるだろう。それでも、かつてこの大学院で学んだ数百名が様々な分野で活動することにより、それが存在した痕跡は社会に存在し続ける。それは、明治学院大学法学院という学び舎の残した灯火（ともしび）が、後の世代に受け継がれていくことである。私もまた、この灯火を継ぐ者の一人として、精一杯その務めを果たしていくつもりである。